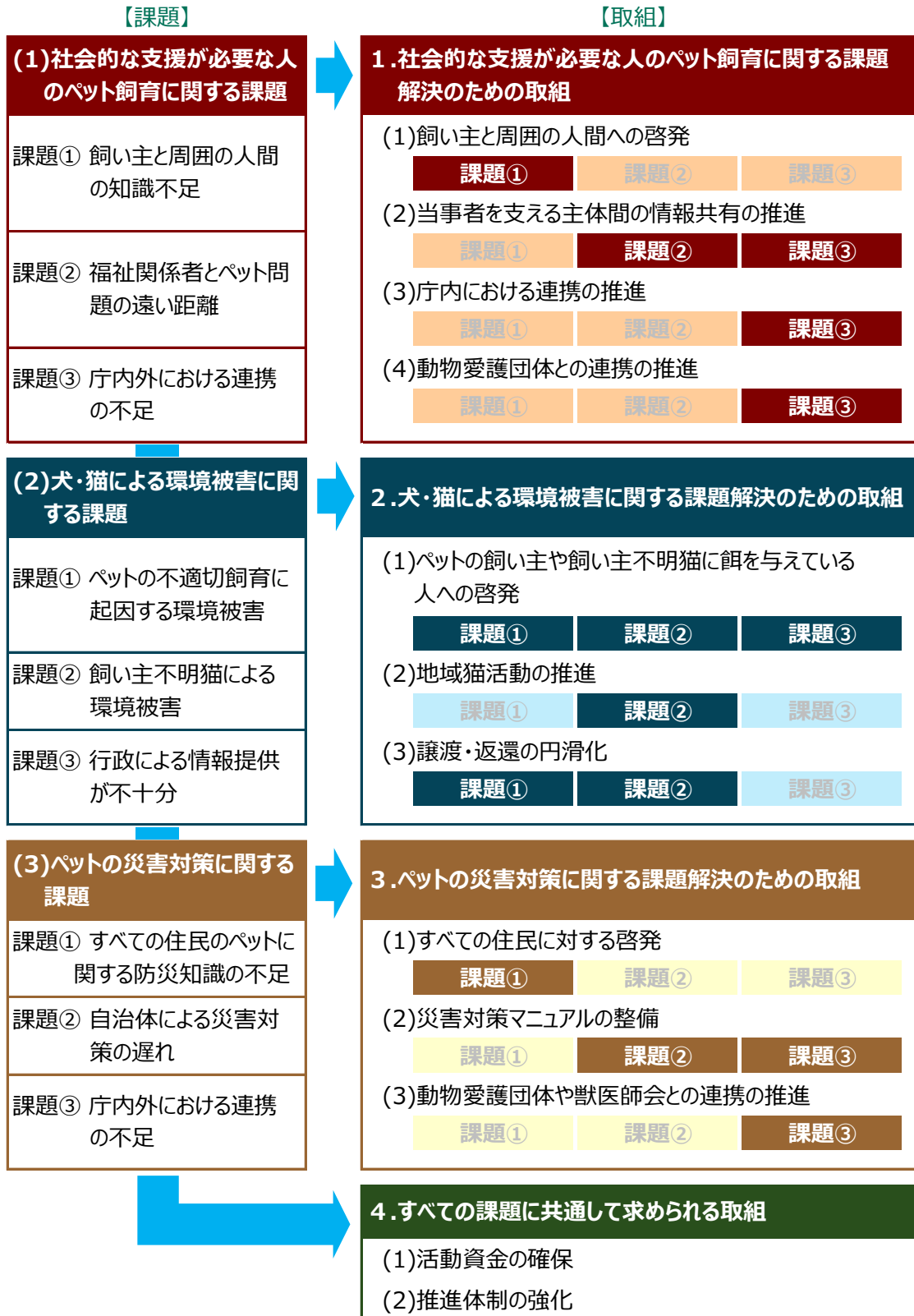


VI.多摩地域におけるペットに関する課題解決のための取組

前章では、多摩地域におけるペット行政の課題を「(1)社会的な支援が必要な人のペット飼育に関する課題」、「(2)犬・猫による環境被害に関する課題」、「(3)ペットの災害対策に関する課題」に分けて整理した。

本章では、これら3つの課題ごとに、その解決のために求められる取組を示す。

図表 59 ペット行政の課題及び課題解決のために求められる取組

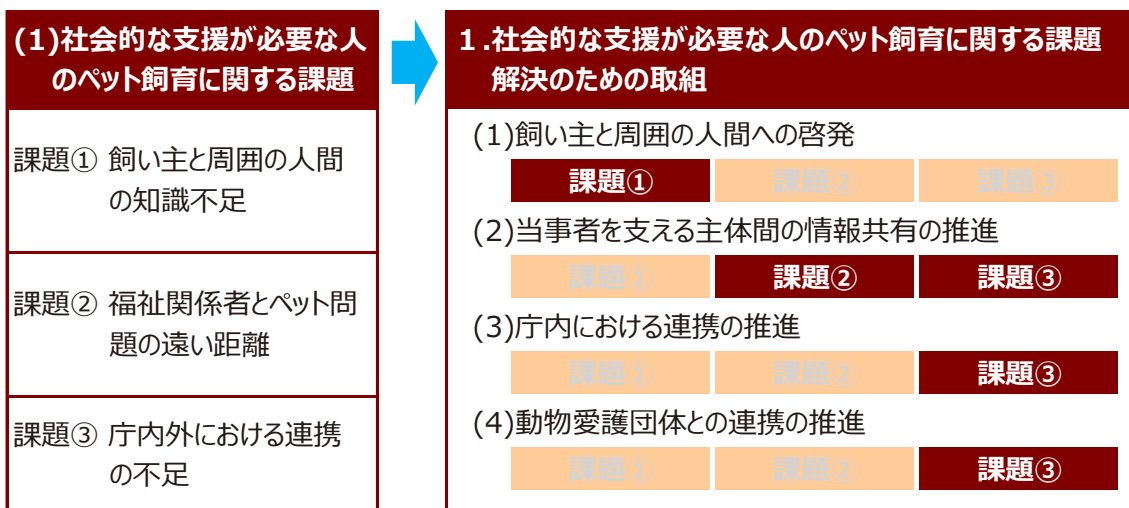


1. 社会的な支援が必要な人のペット飼育に関する課題解決のための取組

「V-2多摩地域におけるペット行政の課題」では、社会的な支援が必要な人のペット飼育に関する課題を、以下の3つに集約した。

本項では、これら課題の解決のために必要な取組について整理する。

図表 60 社会的な支援が必要な人のペット飼育に関する課題及び課題解決のための取組



社会的な支援が必要な人のペット飼育に関する課題解決のための取組

(1) 飼い主と周囲の人間への啓発

☞ペットに関する正しい知識を身に付けてもらうために

【現状・取組の内容】

社会的な支援が必要な人を当事者とする多頭飼育崩壊や飼育放棄等の要因の一つとして、飼い主や周囲の人間の適正飼育や終生飼育に対する理解不足、不注意等が考えられる。したがって、動物の生態(習性、疾病、繁殖力、寿命等)や、飼い主に求められる責任(近隣への配慮、終生飼育、繁殖制限等)について、飼い主や周囲の人間が正しい知識を身に付けられるよう、様々な媒体による発信やルール作りを通じて啓発を図ることが必要である。

飼い主や周囲の人間の啓発のために、様々な媒体による広報活動に注力している基礎自治体は多い。また、条例や指針を制定して、啓発を図っている基礎自治体が見られる。

【取組のポイント】

自治体の広報活動は、広報紙やホームページ・SNS、ポスター・チラシ・冊子、イベントなど多様な媒体によって行われる。媒体によって、情報の認知プロセスや情報量、情報が認知される対象等が異なる。

広報活動の推進に当たっては、**広報の目的やターゲットを明確にした上で、各媒体の特性を踏まえて適切な媒体を選択する**必要がある。

一方、条例・指針を制定する効果としては、様々な主体が連携する際、**活動の拠り所となり、円滑な意思決定や迅速な行動につながる**ことなどが挙げられる。例えば、行政が多様な理念を有する動物愛護団体との連携を検討する際の判断基準にできる。また、条例・指針は、**住民間の意見の対立を調整する際に活用する以外にも、飼い主や住民等に対する高い啓発効果**も期待できる。

目的達成のために実効性の高い条例や指針を策定するには、関係者と調整を行い合意形成した上で、関係する法令や計画等を理解しそれらと整合させるといった工程を経ることが必要である。

条例・指針を制定している自治体では、**地域の動物愛護団体や動物愛護センター、有識者等の意見を踏まえて作成することで連携体制の構築を図るとともに、地域の実態に即した有用性の高いもの**とすることができる。

 事例を紹介します

取組	内容	実施主体等
(1) 飼い主と周囲の人間への啓発	■ 広報活動の推進	
	終生飼育や適正飼育、災害対策を促す啓発冊子「ペットとくらす さしすせそ」を作成	神奈川県川崎市 (P.27)
	行政（市及び県）と動物愛護ボランティア、福祉関係者等が連携してペット飼育に関する啓発チラシを作成	滋賀県甲賀市 (P.33)
	■ 条例・指針の策定	
	「川崎市猫の適正飼養ガイドライン」を制定（2005年）	神奈川県川崎市 (P.27)
	「立川市猫の飼育・管理に関するガイドライン」を制定（2009年）	東京都立川市 (P.30)
	「神戸市人と猫との共生に関する条例」（2017年）、「神戸市人と猫との共生に関するガイドライン」（2019年）を制定	兵庫県神戸市 (P.36)

 取組のヒント②

ペットに関するエンディングノートを作成して高齢者の啓発に活用

－市民活動グループどうぶつがかり、一般社団法人はまなす（新潟県新潟市）－

体力や認知機能の衰えや、持病の悪化等により、ペットの世話が十分にできなくなる高齢者は少なくない。2015年に設立された市民活動グループどうぶつがかりは、そうした高齢者に代わり、ペットの散歩や食事の世話、トイレ掃除、譲渡のサポート等を行っている。市民活動グループどうぶつがかりは新潟市の「にいがた安心ささえ愛活動支援事業補助金」を受けて、グループ代表の三浦真美氏が立ち上げた。「高齢者の見守りにつながり、生きがいをサポートできること」が補助金交付事業として採択された最たる理由である。

補助金はチラシやホームページの作成、動物用の衛生用品の購入等に利用しており、サービスの利用料金は一般のペットシッターの半額程度としている。

また、高齢者の遺言作成や成年後見等を支援する一般社団法人はまなす代表の秋山貴子氏等と連携して、飼い主が亡くなった後のペットの取扱い等を記載する「飼い主からのおねがいノート」を作成し、高齢者の啓発に活用している。市の動物愛護センターとも協働しており、2019年には「ペットを守るための遺言書」を作るためのワークショップを共催した。

高齢者の飼育するペットに関する問題は全国的に関心が高まっており、県外のイベントにも招かれ、講演を行っている。



「飼い主からのおねがいノート」

社会的な支援が必要な人のペット飼育に関する課題解決のための取組

(2) 当事者を支える主体間の情報共有の推進

☞社会的な支援が必要な人に係るペット問題に、連携して対応するために

【現状・取組の内容】

社会的な支援が必要な人のペット飼育に係る問題の予防や早期発見には、当事者の支援にあたっては、福祉事業者、民生委員や行政の福祉担当部署等の福祉関係者による察知、対応が必要である。

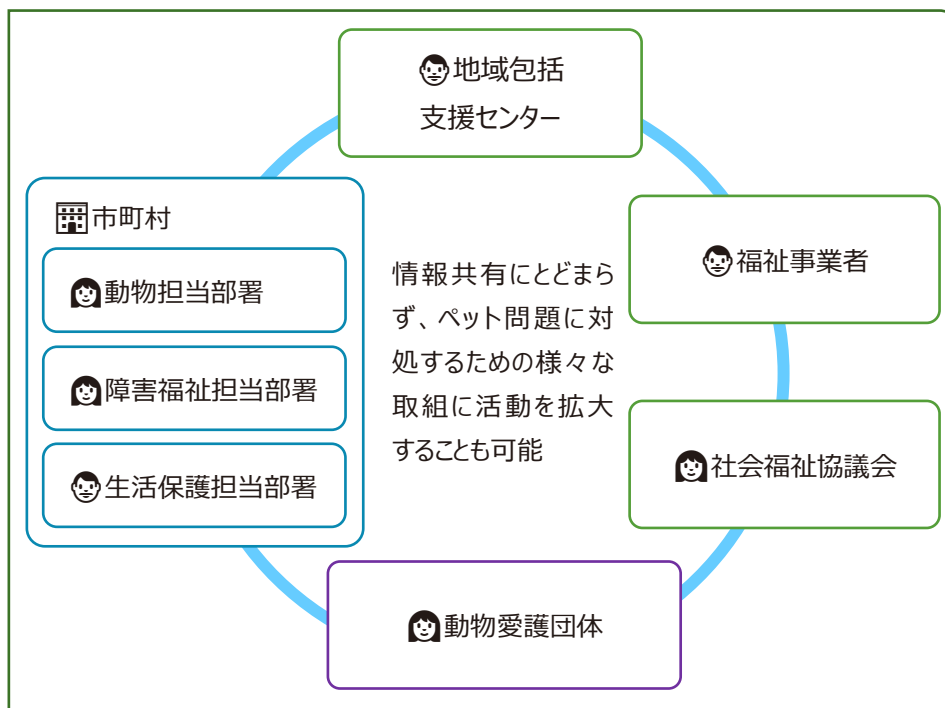
また、ペット問題はその飼い主の有する特性(心身の健康状態や経済状況等)に関する問題も合わせて解決することが求められることから、各問題に対応できる庁内外の関係者の連携を推進する必要がある。

【取組のポイント】

当事者を支える各主体が、連携して問題の予防や早期発見・早期対応を行うには、ペット問題の実態や、各主体が有する機能や活動内容について、情報共有を図ることが重要である。その方法としては、動物担当部署と福祉関係者等が集う新たな会議体を立ち上げる方法と、既存の福祉関係等の会議体を活用する方法がある。

新たな会議体を立ち上げる方法の例としては、甲賀市の「こうが人福祉・動物福祉協働会議」(P.33 参照。会議体の参加主体の例はP.89 の図表参照)がある。2018年3月以降、原則月に1回開催されているこの会議では、当初、行政や動物愛護団体、社会福祉協議会等の参加者によるペット問題についての情報共有や各団体が抱えている問題の相談が行われていたが、現在ではそれらに加え、**ペット問題を防止するための啓発チラシづくりが行われるなど、活動の幅が広がっている**。会議発足のきっかけは、市内で多頭飼育崩壊が相次いで発生したことであり、そのため参加者の問題意識は高く、加えて会議の設立や運営を主導する力のある主体が複数あったことなどから、会議が設立されただけでなくその後の活動も活発に行われており、やや特殊な例とも言える。

図表 61 新たな会議体を立ち上げる場合の参加主体(例)



一方、既存の福祉関係等の会議体を活用する方法は、川崎市や新潟市等で取り組まれているなど事例が複数見られる。情報共有の方法としては、ヘルパーや介護ボランティア等の福祉関係者への啓発冊子の配布や、各主体が開催している会議に出向いてペット問題の事例や行政の施策を説明したり、情報提供の呼びかけをしたりするような取組がある。既存の会議体を活用するため、甲賀市の会議のように情報共有以外に活動の幅を広げるには制約があるが、比較的取り組みやすいと言える。

社会的な支援が必要な人を当事者とするペット問題への対応のために活用できる会議体としては、地域包括支援センター運営協議会、介護保険運営協議会、自立支援協議会、地域ケア会議、民生委員の定例会等がある。

図表 62 社会的な支援が必要な人を当事者とするペット問題への対応のために活用できる会議体とその参加主体(例)

地域包括支援センター運営協議会
有識者、医師会、医療従事者、民生委員、介護サービス事業者、住民、地域包括支援センター
介護保険運営協議会
有識者、医師会、薬剤師会、民生委員、介護サービス事業者、地域包括支援センター
自立支援協議会
医師会、地域包括支援センター、社会福祉協議会、施設事業者、医療機関、ハローワーク、障害者就労生活支援センター、障害者団体、特別支援学校
地域ケア会議（全体会議）
自治会、民生委員、医師会、薬剤師会、介護サービス事業者

(出典)社会福祉法人全国社会福祉協議会「多機関の協働による包括的相談支援体制に関する実践事例集」、東京都立川市「地域包括支援センター運営協議会議事録」、広島県大竹市「自立支援協議会議事録」を基に作成

 事例を紹介します

取組	内容	実施主体等
(2)当事者を支える主体間の情報共有の推進	■新たな会議体を構築して情報共有 「こが人福祉・動物福祉協働会議」を開催（市福祉部署・環境部署、県、ボランティア等が参加）。会議で問題事案への対応方法を記載したフローチャートを作成し、民生委員やケアマネ等に配布	滋賀県甲賀市 (P.33)
	■既存の会議体を活用して情報共有 啓発冊子をヘルパーや介護ボランティア、民生委員等にも配布するとともに、問題事案があれば連絡するよう依頼	神奈川県川崎市 (P.27)
	民生委員の定例会に市の動物愛護センター職員が参加し、ペット問題の事例を説明するとともに、情報提供を依頼	新潟県新潟市

社会的な支援が必要な人のペット飼育に関する課題解決のための取組

(3) 庁内における連携の推進

㊦ 動物担当部署以外の部署におけるペット問題に対する認識を変えるために

【現状・取組の内容】

社会的な支援が必要な人を当事者とするペット問題を予防したり、早期発見・早期対応を図るためには、動物担当部署と福祉担当部署との間で、情報が共有される必要がある。

そのため、一部の自治体では、ペットに係る諸問題について、庁内で連携して取り組もうとする動きが見られ、自治体ヒアリングや自治体アンケートでは、多摩地域の自治体においても、社会的な支援が必要な人の飼うペットに関する問題について、関係部署間で連絡を取り合っている状況が確認された。

【取組のポイント】

福祉担当部署や防災担当部署など**動物担当部署以外では**、人の安心・安全の確保を第一に考え、**ペットの保護が人の福祉につながる**ことが理解されにくい傾向がある。また、動物担当部署以外では、犬や猫を終生にわたって飼育するには多額の費用がかかることや、不妊・去勢手術をしなければ多頭飼育崩壊のリスクがあること等の**ペットに関する知識や理解が不足している**ことも少なくないと見られる。

したがって、庁内における連携を推進するには、**動物担当部署とその他の部署が相互に情報を共有できる体制を構築**する必要がある。また、自治体においては人事異動があることから、そうした取組は**繰り返し定期的に行い、担当者が異動する場合は引き継いでおく**必要がある。

一方、前述の甲賀市では、更に進んでいる取組として、市として「我が事・丸ごと」をスローガンとした「地域共生社会」づくりを推進しており、複数の主体が関与する「こうが人福祉・動物福祉協働会議」は、公的支援を「縦割り」から「丸ごと」に転換する先駆けとなる取組と位置付けられている。また、福祉分野の各部署で対応している住民からの相談ごとを一括して受け付ける総合窓口を設ける自治体が増えているが、これも分野横断的に行政課題の解決を目指す取組の一つである。

このように、**縦割り組織の弊害を改善し、ペット問題における部署間連携を推進する**といった工夫も検討する必要がある。

 事例を紹介します

取組	内容	実施主体等
(3)庁内における連携の推進	動物担当部署から福祉担当部署に対し、ペット問題に関する情報提供を依頼するとともに、連携して問題事案に対応	東京都立川市 (P.30)
	「こが人福祉・動物福祉協働会議」を開催。市からは福祉部署・環境部署が参加（再掲）	滋賀県甲賀市 (P.33)
	「地域みまもり支援センター」を各区に設置し、高齢者担当、福祉担当、衛生担当等が連携して包括的に対応	神奈川県川崎市 (P.27)

社会的な支援が必要な人のペット飼育に関する課題解決のための取組

(4) 動物愛護団体との連携の推進

☞ ペット問題が発生した際に、協働して対応するために

【現状・取組の内容】

高齢者等社会的な支援が必要な人が、体調悪化等によりペットの飼育を継続できなくなり、かつペットの引取先を見つけられなかった場合に、動物愛護団体が一時的に預かったり、引取先を見つけたりといった形で当事者を支援するケースがある。

また、多頭飼育崩壊が発生した場合においても、動物愛護団体が、ペットの一時預かりや不妊・去勢処置の際の捕獲・搬送・動物病院との調整等で、問題解決に協力している事例が見られる。

さらに、飼い主の啓発に向けた行政の広報活動に協力している動物愛護団体も散見される。

【取組のポイント】

動物愛護団体はそれぞれ独自の理念を有しているが、それが行政の動物施策の方向性と重なる動物愛護団体については協働が可能である。したがって、行政が条例や指針等を策定し、動物施策の基本的な考え方を確立しておくことは、動物愛護団体との円滑な連携に資すると考えられる。

一方、動物愛護団体の多くは、自らの動物愛護の理念に基づき、不幸な動物をなくすため、自己資金を投じて活動している。そうした動物愛護団体の良心に、自治体が過度に依存するのは、動物行政を推進する上で適切とは言えない。

動物愛護団体との連携を進める際には、行政が可能な範囲で団体の活動を支援することも必要である。

 事例を紹介します

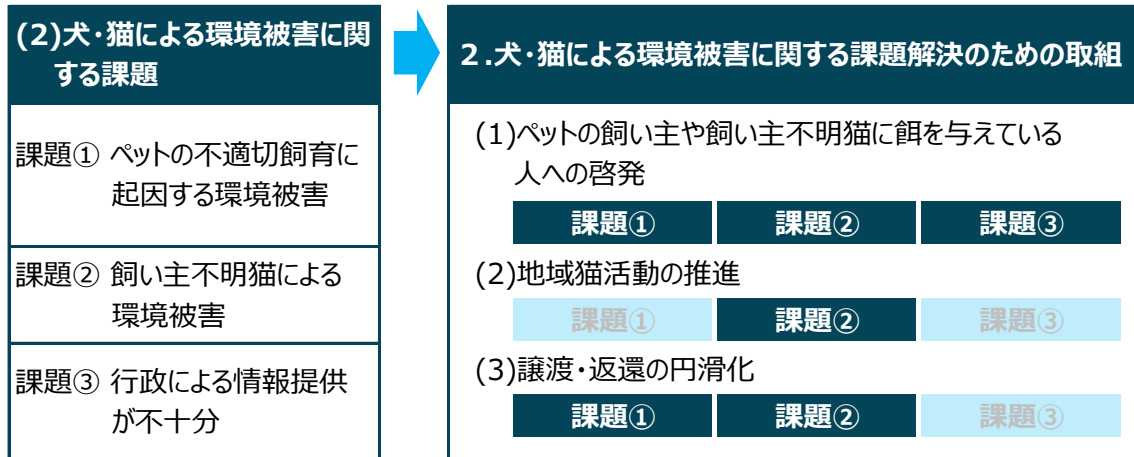
取組	内容	実施主体等
(4) 動物愛護団体との連携の推進	動物愛護団体が作成した啓発チラシを市が印刷。また、市の生活環境保全等への貢献を認め動物愛護ボランティアを表彰	東京都国立市
	「ペットを守るための遺言書」を作るためのワークショップを動物愛護団体と共催	一般社団法人はまなす（新潟県新潟市、P.87）

2.犬・猫による環境被害に関する課題解決のための取組

「V-2多摩地域におけるペット行政の課題」では、犬・猫による環境被害に関する課題を、以下の3つに集約した。

本項では、これら課題の解決のために必要な取組について整理する。

図表 63 犬・猫による環境被害に関する課題及び課題解決のための取組



犬・猫による環境被害に関する課題解決のための取組

(1)ペットの飼い主や飼い主不明猫に餌を与えている人への啓発

☞自らの行動の結果生じる影響を理解してもらうために

【現状・取組の内容】

犬・猫の糞(ふん)・尿や鳴き声等による環境被害の要因は、飼い主のモラルの低さや、飼い主不明猫に餌を与えている人の猫の生態に関する知識不足等であると考えられる。

したがって、住民に、犬・猫による環境被害の状況や、飼い主不明猫への無秩序な猫への餌やりが周辺環境の悪化や猫の急激な増加を引き起こすことを認知させ、規範意識を高めるために、啓発の取組を強化することが必要である。

ペットの飼い主や飼い主不明猫に餌を与えている人の啓発のために、様々な媒体による広報活動に注力している基礎自治体は多い。また、条例や指針を制定して、啓発を図っている基礎自治体が見られる。

【取組のポイント】

広報活動の推進に当たっては、前述のとおり、**広報の目的やターゲットを明確にした上で、各媒体の特性を踏まえて適切な媒体を選択**する必要がある。

先進事例調査や自治体ヒアリングでは、様々な広報媒体の中で、チラシや冊子を活用している事例が多く見られた。

 取組のヒント③

啓発用チラシ・冊子作成のポイント

ペットの飼い主や飼い主不明猫に餌やりをしている人を啓発するためのチラシや冊子を作成する場合、**環境省や東京都が作成したものを活用すれば、迅速かつ低コストにチラシ等を用意することができ、啓発の必要が生じた際に機動的に配布することが可能**である。環境省や東京都が作成したチラシ等を見ると、以下のとおり各分野のものがひと通り揃っている。

図表 64 環境省や東京都が作成しているチラシ及び冊子

	ペットの 適正飼育対策	飼い主不明猫 対策	高齢者の ペット飼育対策	ペットの災害対策
環境省	特定動物（危険な動物）をこれから飼う方・飼っている方へ	新・普及啓発用パネル「無責任な餌やり」「譲渡を考えてみましょう」	共に生きる 高齢ペットとシニア世代	ペットも守ろう！防災対策
	新・普及啓発用パネル「飼い主の7か条」「不妊去勢」	譲渡でつなごう！命のバトン	-	備えよう！いつもいっしょにいたいからーペット動物の災害対策ー
	捨てず 増やさず 飼うなら一生	-	-	人とペットの災害対策ガイドライン<一般飼い主編>
東京都	犬の飼い方 猫の飼い方	ご存知ですか？「飼い主のいない猫対策」	ペットと暮らすシニア世代の方へ	ペットの防災リーフレット
	犬と散歩をするときの3つのルール	成犬・成猫譲渡推進パンフレット	-	-
	動物を購入する方へ	-	-	-

一方で、**行政が動物愛護団体や福祉関係者等と協力してチラシを作成する例（甲賀市）**もあり、この場合、時間はかかるが作業を通じて関係者間のコミュニケーションが深まり、**連携体制が強化される**ほか、**地域の実情に応じたチラシを作成**できる。また、**作業に参加した主体がそれぞれチラシを配布することにより、様々な人に情報が行き届く**といった利点もある。

また、多くの寄付金を集め活動を拡大している公益財団法人どうぶつ基金（P.100 参照）では、寄付を呼びかけるチラシやホームページを作成する際、動物の悲惨な写真は使わず、目を引くかわいい写真やキャラクターを使ったり、コピーを工夫したりして、閲覧者の関心を高めるよう努めている。一方、川崎市や上田市では、動物愛護団体が啓発グッズの作成やデザインを手がけている例もある。

基礎自治体においても、動物愛護団体の協力を得て**親しみやすく、見た人の共感を得られるような広報を行うことで、啓発効果の向上を図ることが**できる。

また、**ペットの適正飼育や飼い主不明猫に関する条例や指針の制定は、行政の方針が明確になり、高い啓発効果が期待**できる。

特に、行政が飼い主不明猫対策として地域猫活動を推進する場合、従前の対策が猫への餌やりを禁止するものであったのに対し、地域猫活動では餌やりを含め地域が猫の世話をすることから、この方針転換を住民に周知するのに、条例・指針の制定は有効である。

 事例を紹介します

取組	内容	実施主体等
(1)ペットの飼い主や飼い主不明猫に餌を与えている人への啓発	「川崎市猫の適正飼養ガイドライン」を制定（2005年、再掲）	神奈川県川崎市（P.27）
	「立川市猫の飼育・管理に関するガイドライン」を制定（2009年、再掲）	東京都立川市（P.30）
	「神戸市人と猫との共生に関する条例」（2017年、再掲）、「神戸市人と猫との共生に関するガイドライン」（2019年、再掲）を制定	兵庫県神戸市（P.36）

 取組のヒント④

黄色チョークで犬の糞（ふん）の放置を飼い主に警告

— 京都府宇治市 —

宇治市では、放置された犬の糞（ふん）に関する苦情が多かったことから、2016年にその対策として「イエローチョーク作戦」を開始した。

これは環境企画課の職員が、駐車違反の取り締まりを参考に考案したもので、住民の有志が交代で苦情の多い地域を巡回し、放置された糞（ふん）を発見したら、回収せずにチョークで囲い、日付や時間を書くというもの。それまでは、看板の設置や回覧板等により、飼い主のモラル向上に努めていたが、改善が見られない地域も少なくなかったことから、新たな対策として着手したところ、効果の高さを確認できた。

チョークで糞（ふん）が強調されたり、日時が記されたりすることで、実際に迷惑を被っている人の存在やその意志が飼い主に伝わり、放置の歯止めとなるという。

市では広報紙やホームページなどでイエローチョーク作戦の方法を紹介しており、市内では町内会が自ら取り組む地域も出ている。

自治体アンケートでは、多摩地域においても数自治体でイエローチョーク作戦に取り組んでいることが確認された。



イエローチョーク作戦では、糞（ふん）をチョークで囲い、日付や時間を書いて、飼い主に警告する

犬・猫による環境被害に関する課題解決のための取組

(2) 地域猫活動の推進

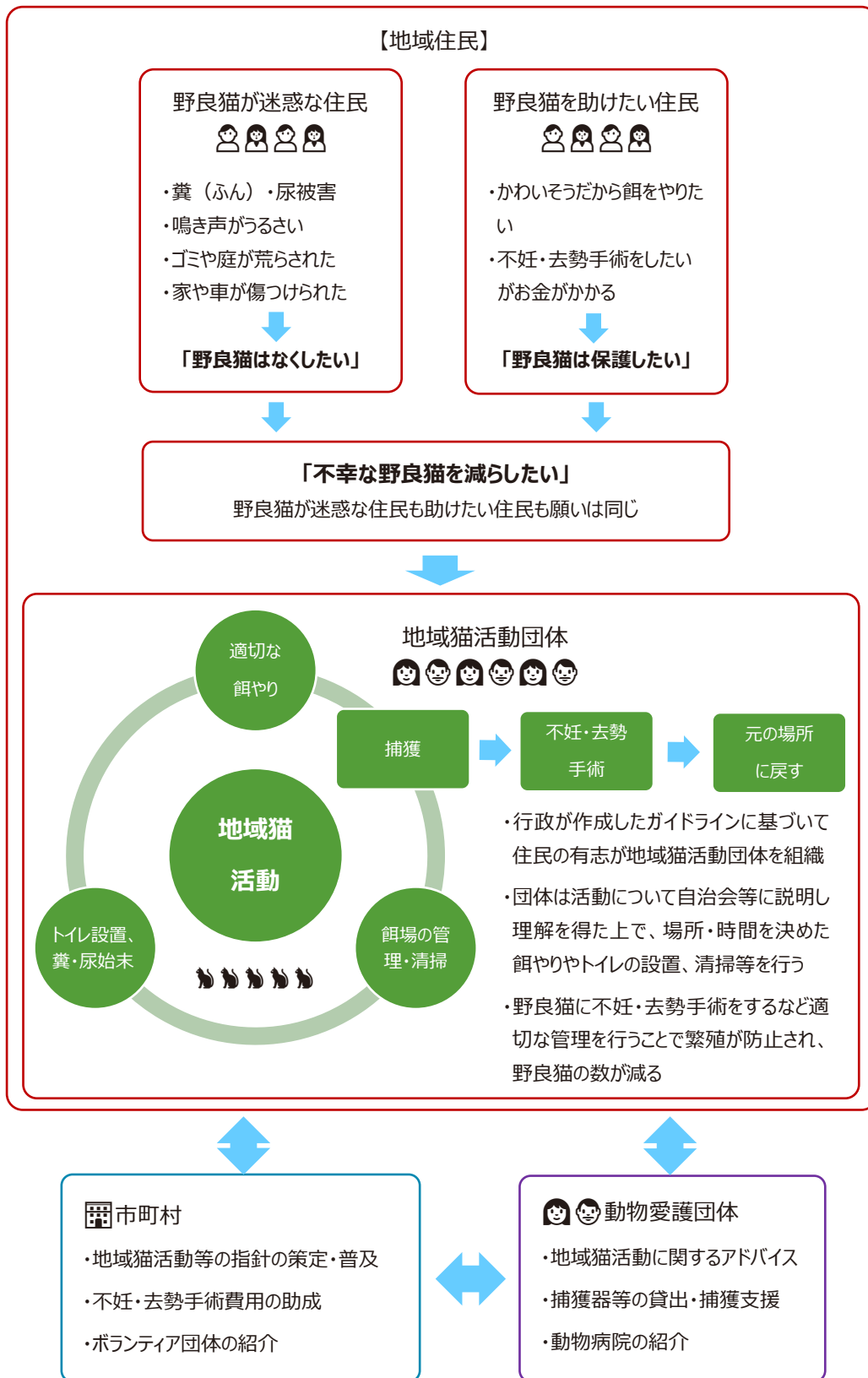
☞飼い主不明猫に係る問題に、地域が主体となって対応してもらうために

【現状・取組の内容】

東京都では、近年、猫の引取数が大幅に減少しているが、その要因の一つとして、各地で地域猫活動への取組が進んでいることが考えられる(P.16 参照)。

地域猫活動は、地域住民が主体となり、飼い主不明猫に不妊・去勢手術をするなど適切な管理を行い、飼い主不明猫の数を減らす取組で、住民の共通理解のもと、場所や時間を決めた餌やり等の世話も行う(P.98 参照)。

図表 65 地域猫活動の体系(例)



注: 上記は一例であり、地域猫活動の推進方法や各主体の役割等は事例によって異なる

(出典) 東京都『『飼い主のいない猫』との共生をめざす街ガイドブック』、立川市「立川市猫の飼育・管理に関するガイドライン」、川崎市「川崎市猫の適正飼養ガイドライン」を参考にして作成

【取組のポイント】

住民アンケートでは、地域猫活動は必ずしも住民の認知度が高くないことが確認された（P.136 参照）。また、行政の飼い主不明猫対策は、猫への餌やりを禁止するものから、猫への餌やりを含む地域猫活動へと方針が転換している。

そこで、先進事例として取り上げた上田市で確認されたように、**地域猫活動を推進するのに当たって重要となるのが、地域猫活動の目的や方法等の住民への周知**である。地域猫活動を開始する自治体には、猫の飼育方法や地域猫活動の進め方に関する指針を策定し、その普及を図ったり、地域猫活動に関する有識者を招いて講演会を開催するといった取組を実施する例が多い。地域猫活動等に関する指針の策定に当たっては、東京都が作成した『『飼い主のいない猫』との共生をめざす街ガイドブック』や近隣の基礎自治体が策定した指針等が参考になる。

一方、**猫の捕獲や不妊・去勢手術を実施する際は、動物愛護団体や動物病院の協力を得ること**により、活動を円滑に進めている地域猫活動団体が多い。したがって、行政としては、地域猫活動に着手する団体に、協力を期待できる動物愛護団体や先行して取り組んでいる地域猫活動団体、動物病院を紹介する形で、地域猫活動を支援することが考えられる。

 **事例を紹介します**

取組	内容	実施主体等
(2)地域猫活動の推進	動物愛護団体と連携体制を構築した上で地域猫活動を推進。地域猫に関するセミナーもこれまで13回実施	東京都国立市
	地域猫活動に係る不妊・去勢手術費用の助成に加え、獣医師の助言を得て繁殖制限対策を設定しTNRを実施	兵庫県神戸市 (P.36)
	個人会員と企業等の賛助会員で構成する動物愛護団体や県（保健所）の協力を得て地域猫活動を推進	長野県上田市 (P.39)

全国の自治体等のTNR活動や多頭飼育崩壊の收拾を支援

－公益財団法人どうぶつ基金（兵庫県芦屋市）－

公益財団法人どうぶつ基金は、全国の個人や動物愛護団体、行政からの申請を受けて、飼い主不明猫の不妊・去勢手術に使えるチケットを配布している。申請者がチケットを持参してどうぶつ基金の協力病院に猫を連れて行けば、無料で手術を受けることができる(チケットの交付を受けるには、一定の審査あり)。

どうぶつ基金の活動は急激に拡大しており、2010年度に161頭だった手術実施数は、2018年度は2万頭を超え、2019年度はさらに増える見込みである。どうぶつ基金から協力病院に支払われる手術費用は、同基金の活動理念に賛同する人からの寄付で賄われており、ネット募金による寄付が多いという。

チケットの申請者が個人や団体の場合は交付数に上限を設けているが、どうぶつ基金では活動を加速させるためには行政との協働が重要であると考えていることから、行政の場合は実質的に上限はない。多摩地域では2018年度に12の市町に合計1,000枚のチケットを交付した。

どうぶつ基金では、猫は繁殖力が極めて強いことから、TNRを成功させるには「すぐやる」、「全部やる」、「続ける」の3点が重要と考えている。一方、地域猫活動については、地域の合意形成などで着手までに時間を要し、その間に猫が増殖する懸念があることから、まずはTNRに取り組み、繁殖を制限した上で、地域猫活動に発展させていく「TNR先行型地域猫活動」を推奨している。

また、どうぶつ基金では、自治体等からの要請を受けて、多頭飼育崩壊の現場の支援も行っており、ボランティアやTNR専門の動物病院の獣医師などとともに、事態の收拾に当たる。同基金では、多頭飼育崩壊は社会的な支援が必要な人から発生するケースが多いため、ボランティアだけでは対応が困難であることから、行政とともに対応しなければ解決が難しいと考えている。

自治体や動物愛護団体や地域が、飼い主不明猫等の問題に取り組む場合、活動を支える資金や人材、ノウハウが必要となるが、寄付金に基づく安定した財政基盤や、ボランティアや動物病院とのネットワーク、問題解決に向けた経験・ノウハウを有するどうぶつ基金のような団体と連携するのも一つの方法である。



どうぶつ基金のホームページやチラシ等は、見た人の共感を得られるよう、デザインやコピーにも工夫を凝らしている

犬・猫による環境被害に関する課題解決のための取組

(3) 譲渡・返還の円滑化

☞行き場のない動物を減らすために

【現状・取組の内容】

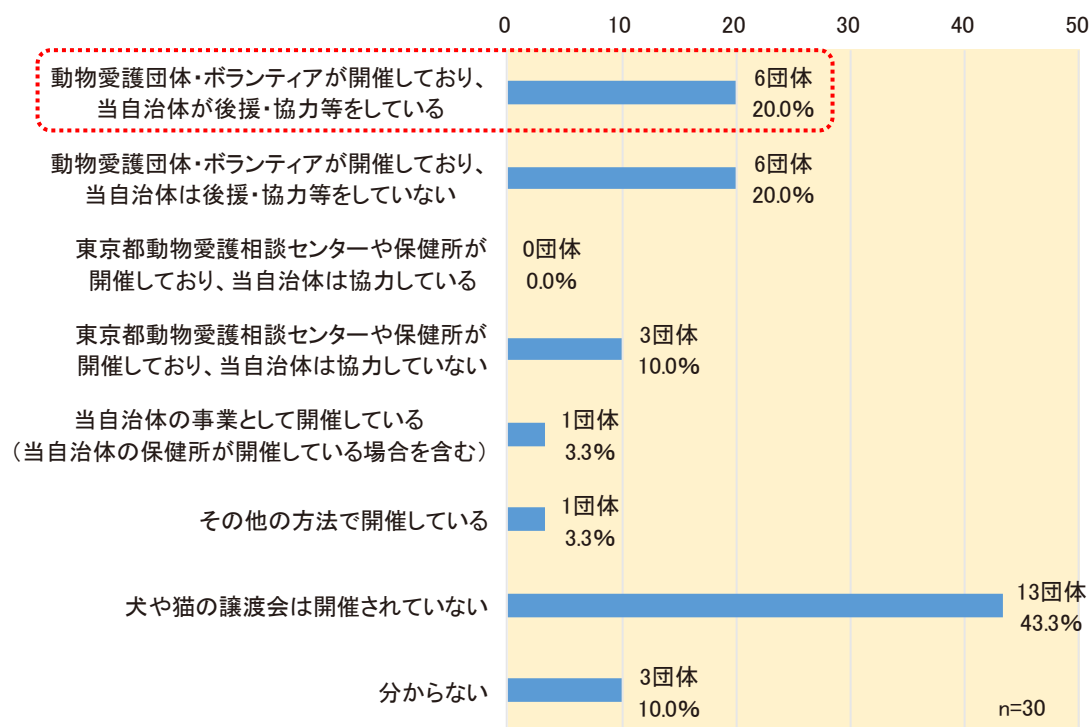
動物の引取数は減少しているものの、保護される動物や住民からの引取依頼は依然としてあり、引取を拒否された動物の遺棄や逸走した動物の徘徊により、飼い主不明猫が増えたり、地域環境が悪化したりする恐れがある。

したがって、保健所を持たず動物の収容業務を行っていない自治体においても、行き場のない動物の譲渡や逸走した動物の返還が円滑に進むように努めることが求められる。また、犬・猫の引取りや譲受けを希望する住民や、逸走したペットに関する問合せをしてきた住民を、動物愛護センターに取り次いだり、ホームページに動物愛護センターのURLを掲載したりするといった取組が行われている。

【取組のポイント】

自治体の中には、動物の譲渡の円滑化に向けて、**行政のホームページ等で譲渡会を実施している動物愛護団体を紹介**する例も見られる。また、自治体アンケートでは、保健所を持たない6団体において**動物愛護団体等が実施している譲渡会に対し、後援・協力等**を行っていることが確認された。

図表 66 犬や猫の譲渡会の開催状況(MA)



(出典)自治体アンケート

東京都では、都の実施する動物の譲渡事業に協力し、新たな飼い主探しを非営利の活動として行う団体で、都の基準に適合する団体を「譲渡対象団体」として登録している。東京都動物愛護相談センターでは、これらの団体にも譲渡を行い、連携して新たな飼い主探しを行っている。また、東京都動物愛護相談センターに確認したところ、ホームページ等で周知はしていないが、都内の区市町村から団体に協力を依頼したいとの要望があれば、仲介することは可能であるとのことであった¹³。

このように保健所を持たない自治体が譲渡の円滑化に取り組む際には、動物愛護団体の協力を得るケースが多いと見られる。その場合、自治体においては、**動物愛護団体と十分にコミュニケーションを取り**、動物が飼育能力のある人に譲渡されているか、動物愛護団体が譲渡できなかった動物による多頭飼育崩壊にならないか等について留意するとともに、動物愛護団体の現状や課題を把握し、可能な範囲で支援するといった姿勢も求められる。

一方、逸走し保護された動物の返還を円滑化するには、**マイクロチップの装着や迷子札等の所有者表示の徹底を啓発**することが求められる。

熊本市では、2011年から開始した「迷子札をつけよう100%運動」において、バスのラッピング広告や車内広告の展開、ポスターの掲示、子どもを対象とした迷子札づくりのイベント開催など、啓発に向けた各種取組を徹底的に行い、犬の返還率を改善させている。熊本市動物愛護センターにヒアリングしたところ、熊本地震発生時に犬の返還率が高かったのは、「迷子札をつけよう100%運動」の成果であるとのことであった。

また、上田市では、災害時のペット同行避難の訓練に合わせて、動物愛護団体の協力の下、犬に装着したマイクロチップの情報をリーダーで読み取る実演を行い、飼い主の啓発に努めており、こうした取組は他の自治体においても参考になるとと思われる。

13 東京都動物愛護相談センターのホームページ(<https://wannyan.metro.tokyo.lg.jp/dantai-ichiran/>)

上には、譲渡対象団体の名称が掲載されており、団体のホームページへのリンクも張られているため連絡先を確認することはできる。一部のリンクが張られていない団体についても、都内の区市町村から協力を依頼したいとの要望があれば、センターが先方の意向を確認した上で仲介する。

 事例を紹介します

取組	内容	実施主体等
(3)譲渡・返還の円滑化	猫や犬の譲渡会を月に1回行っており、引取数が増えた際にはさらに臨時に実施。このほか、猫の首輪に取り付けるネームホルダーを作成し無料配布することにより、迷い猫の返還を円滑化	神奈川県川崎市 (P.27)
	不妊・去勢手術を行う前に譲渡した猫の飼い主に手術実施報告書の提出を求める。返還の円滑化に向けては「迷子札をつけよう100%運動」を展開	熊本県熊本市 (P.45)
	避難訓練時に犬に装着したマイクロチップの情報をリーダーで読み取る実演を行い、飼い主を啓発	長野県上田市
	飼い猫が協力動物病院にて不妊・去勢手術を行う際に、無料でマイクロチップを装着（「動物ID普及推進会議 ¹⁴ 」への登録料1,050円は飼い主が負担。本事業は2019年度で終了）	愛知県岡崎市

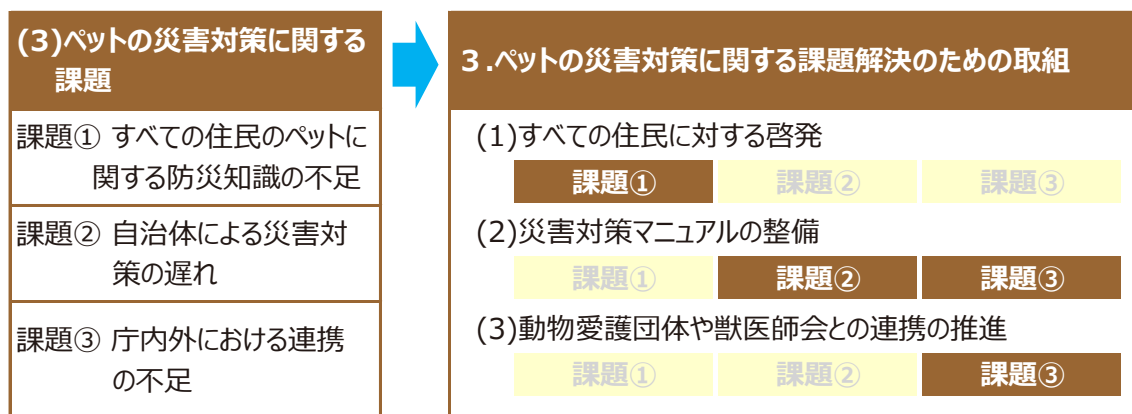
14 動物ID普及推進会議: マイクロチップによる犬、猫等の動物個体識別の普及推進を行っている組織。

3.ペットの災害対策に関する課題解決のための取組

「V-2多摩地域におけるペット行政の課題」では、ペットの災害対策に関する課題を、以下の3つに集約した。

本項では、これら課題の解決のために必要な取組について整理する。

図表 67 ペットの災害対策に関する課題及び課題解決のための取組



ペットの災害対策に関する課題解決のための取組

(1) すべての住民に対する啓発

☞災害時にあっても、ペットをめぐるトラブルを最小化するために

【現状・取組の内容】

住民アンケートで確認されたとおり、犬や猫のための防災対策をしていない飼い主や、ペットとの同行避難を考えていない飼い主は多い(P.78、79 参照)。また、ペットを飼っていない住民におけるペットの防災対策に関する知識は、ペットの飼い主以上に不足していると見られる。

こうした現状のまま、大規模災害が発生すれば、ペットの飼い主の安全確保や避難所運営の面で、問題が生じる恐れがある。したがって、ペットを飼っている住民、飼っていない住民の双方に対し、ペットの災害対策について啓発を図ることが必要である。

【取組のポイント】

ペットを飼っている人に対しては、**人もペットも災害対策は自助が基本であることや、大規模災害が発生した自治体において飼い主が置かれた状況を認識してもらい、餌やペット用品の備蓄や嫌がらずにケージに入るしつけ等の対策を実施するよう促す**ことが求められる。

啓発の方法としては、様々な広報媒体による情報発信やペットを同行した避難訓練の実施等がある。こうした取組は、**ペットの飼い主のみならず、飼っていない住民も念頭に置いて実施**する必要がある。

また、全国的に、ペットを避難所の中に入れるか否かについては議論が分かれている。動物担当部署においては、発災時に避難所においてペットに関するトラブルが発生しないよう、防災担当部署と連携しながら、**各地域の避難所運営委員会に対し、避難所におけるペットの取扱いについて決めておくよう求める**必要がある。

 事例を紹介します

取組	内容	実施主体等
(1)すべての住民に対する啓発	終生飼育や適正飼育、災害対策を促す啓発冊子「ペットとくらす さしすせそ」を作成（再掲）	神奈川県川崎市 (P.27)
	ペット同行避難訓練を実施するとともに、段ボールによるペット用ケージ製作の講習会等を開催	長野県上田市
	各地域の避難所運営委員会において、市の職員も参画して、ペットの取扱いを含む災害時の様々な対応について協議	熊本県熊本市 (P.45)

ペットの災害対策に関する課題解決のための取組

(2)災害対策マニュアルの整備

☞災害発生時に、ペットの取扱いについて円滑な対応をするために

【現状・取組の内容】

ペットの災害対策として、飼い主の避難誘導や避難所でのペットの取扱い、避難生活での飼い主支援等に関してマニュアルを整備しておくことは重要であるが、自治体アンケートによると、「災害時におけるペット対策マニュアルの準備」や「避難所におけるペットの取扱いに関するマニュアルの準備」は、取り組んでいる自治体が2割以下となっている(P.80 参照)。

一方、熊本市では、2016年に熊本地震が発生した際、「避難所開設・運営マニュアル」の記載事項のうち、ペットの取扱いについて記した部分を抜粋して作成した資料を各避難所に配布することにより、初動段階における避難所でのペットをめぐる混乱を早期に収拾している(P.46 参照)。

【取組のポイント】

災害に備えてマニュアルを整備する効果としては、**発災時に対応に当たる行政や地域団体、避難所施設管理者、民間団体等の役割や具体的な対応が明確となり、円滑な意思決定や迅速な行動につながる**ことが挙げられる。仮に避難所におけるペットの飼育場所や管理方法等について、指針やマニュアルによって定められていなければ、避難所に配置された職員は個別判断を迫られることとなり、意見の異なる住民間の調整に苦慮する事態となる恐れもある。

動物担当部署が、既存の防災対策マニュアルにペットの取扱いについて加筆したり、新たにペットを対象とした防災対策マニュアルを作成したりしようとする場合、(1)で述べたすべての住民に対する啓発の取組と同様に、防災担当部署との連携は欠かせない。

また、マニュアルを整備する際は、他の自治体が作成したものや、自治体を利用することを想定して作成された**環境省の「人とペットの災害対策ガイドライン」(2018年発行)**や**「被災ペット救護施設運営の手引き」(2019年発行)**が参考になる。

 事例を紹介します

取組	内容	実施主体等
(2)災害対策マニュアルの整備	大規模災害発生時における動物救護本部の設置・運営方法に関するマニュアルを整備	神奈川県川崎市 (P.27)
	熊本地震の際、「避難所開設・運営マニュアル」のペットの取扱いに関する部分を各避難所に配布し、混乱を収拾	熊本県熊本市 (P.45)

ペットの災害対策に関する課題解決のための取組

(3) 動物愛護団体や獣医師会との連携の推進

☞ 災害発生時に、ペットに関する取組を協働して推進するために

【現状・取組の内容】

大規模災害が発生した被災地では、動物愛護団体や獣医師会等が、避難所におけるケージの貸出しや餌等の配給、ペットの救護・健康相談、一時預かり施設の運営等を担い、飼い主がペットの飼育を継続できるよう支援している。

一方、自治体アンケートによると、ペットの災害対策のために連携したい主体として「動物愛護団体・ボランティア」や「獣医師会・動物病院」を挙げる自治体が比較的多かったが、このうち「動物愛護団体・ボランティア」についてはすでに連携したことがあると回答した自治体は2団体(6.7%)にとどまっている(P.61 参照)。

自治体においては、発災時には、人の救護や避難生活の支援と同様に、ペットや飼い主の支援についても多くの人手が必要となるのに加え、動物に関する専門的な知識やノウハウが必要となることを認識し、動物愛護団体や獣医師会との連携を推進する必要がある。

【取組のポイント】

自治体内や近隣自治体に所在する動物愛護団体や獣医師会とは、日頃から良好な関係を築いておくとともに、災害時にどのような協力を得られるか、あらかじめ協議しておく必要がある。

また、これまでの例を見ると、被災地には自治体外から多くの動物愛護団体が支援に訪れている。自治体には、それら団体から支援の申し出があるが、それを受けるか否かの判断に迷うことが少なくない。

したがって、自治体においては、**災害を経験した自治体の協力も得ながら、自治体外の団体について調査した上で、協力を得る先を選定し、平常時から連絡を取るなどして、一定の関係を構築しておくことが必要である。**

 事例を紹介します

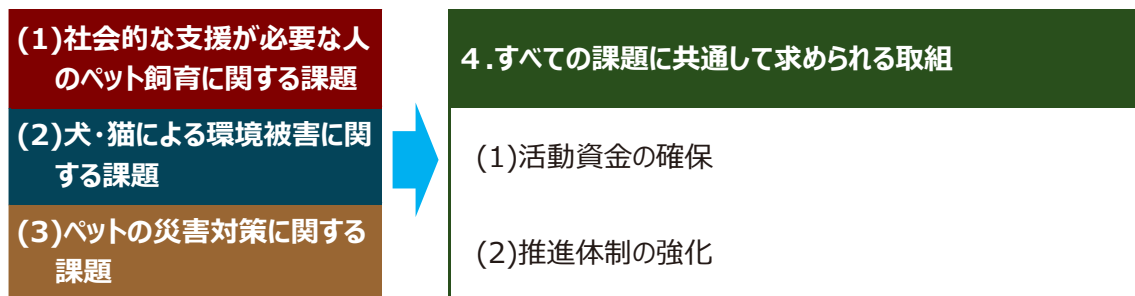
取組	内容	実施主体等
(3) 動物愛護団体や獣医師会との連携の推進	熊本地震の際、市内の個人や団体が設立した「熊本市動物愛護推進協議会」が、市動物愛護センターとともに、避難所にペットを同行した被災者に対してケージの貸出しや餌の配給を実施	熊本県熊本市 (P.45)
	大規模災害発生時に、川崎市獣医師会が主体となって「川崎市動物救援本部」を設置、運営する協定を締結	神奈川県川崎市 (P.27)

4.すべての課題に共通して求められる取組

前項までは、「V-2多摩地域におけるペット行政の課題」で掲げた「社会的な支援が必要な人のペット飼育に関する課題」、「犬・猫による環境被害に関する課題」、「ペットの災害対策に関する課題」の3つの課題ごとに、その解決のための取組を整理した。

本項では、これら3つの課題に共通して求められる取組について述べる。

図表 68 すべての課題に共通して求められる取組



すべての課題に共通して求められる取組

(1)活動資金の確保

☞動物愛護管理に関する各種取組の推進力を高めるために

【現状・取組の内容】

動物行政の推進において、新たな事業を開始しようとする場合には、資金の手当てが課題となる。

多摩地域の自治体が活用できる資金確保の方法としては、東京都や動物愛護団体による助成制度、個人や団体からの寄付金がある。

また、地域猫活動に関する指針や助成制度の策定に合わせて予算を措置している事例も見られる。

【取組のポイント】

東京都の助成制度としては、「福祉保健区市町村包括補助事業」の中で区市町村が行う飼主のいない猫対策事業に対して支給している補助金がある。

動物愛護団体による助成制度では、前述のとおり公益財団法人どうぶつ基金が無料で不妊・去勢手術を受けられるチケットを交付しており、多摩地域 30 市町村のうち 12 団体が利用している。

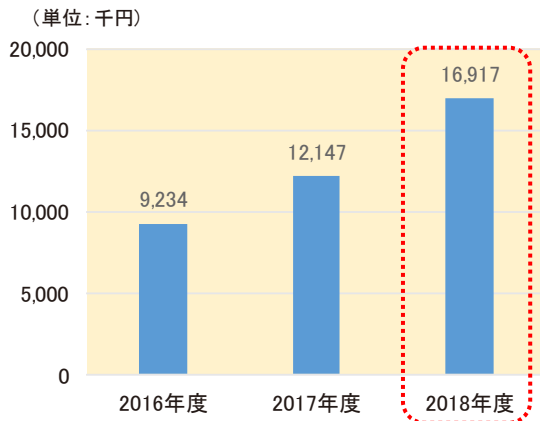
近年は、ふるさと納税や寄付ポータルサイト等の仕組みが整備され、手軽に寄付を行えるようになったことから、犬・猫の殺処分への問題意識が高まる中、個人や団体からの寄付金により資金を確保している自治体の例も複数見られる。

ふるさと納税で事業資金を確保する場合には、ふるさと納税サイトの運営者からアドバイスを受れたり、PRや返礼品の充実を図ったりすることなどにより、寄付が集まるよう努める必要がある。

また、ふるさと納税においては、複数年度にわたって不妊・去勢手術に必要な資金を確保している例も見られるが、自治体間で寄付金集めを競い合う状況もあることから、早期に取り組むことによ

り動物愛護に関心があり事業の趣旨に賛同する個人や団体からいち早く寄付を受け、その後、eメール等により毎年寄付を呼びかけて、繰り返し寄付することを促す「リピーター化」の取組も求められる。

図表 69 「川崎市動物愛護基金」への寄付金額の推移



川崎市の「川崎市動物愛護基金」への寄付金額は急増しており
2018年度は16,917千円と2年前の1.8倍に達した

 事例を紹介します

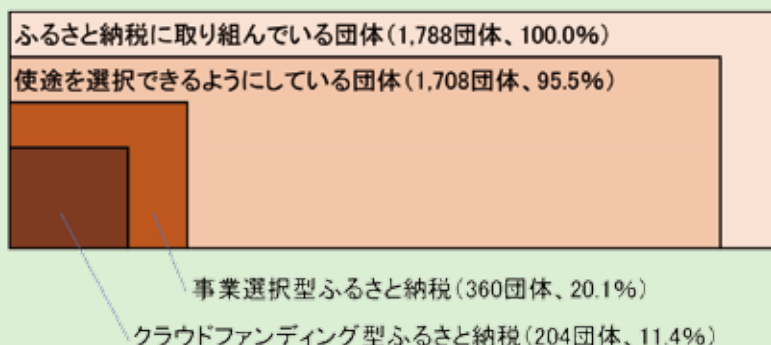
取組	内容	実施主体等
(1)活動資金の確保	公益財団法人どうぶつ基金の不妊・去勢手術費用の助成制度を利用して地域猫活動を展開	東京都 武蔵村山市等
	クラウドファンディング型ふるさと納税で飼い主不明猫の不妊・去勢手術費用を確保	長野県上田市 (P.39)
	動物愛護管理に関する事業費用の一部を「川崎市動物愛護基金」への寄付で賄う	神奈川県川崎市 (P.27)

「クラウドファンディング型ふるさと納税」で動物愛護管理事業の経費を調達

総務省の「ふるさと納税に関する現況調査」(2019年8月公表)を見ると、自治体が受け入れたふるさと納税による寄付金額は、2015年度には1,653億円であったが、2018年度はその約3倍の5,127億円となった。同調査によると、自治体がふるさと納税を募集する際、用途を選択できるようにしている自治体は1,708団体(ふるさと納税に取り組んでいる全1,788団体の95.5%。2018年度時点。以下同じ)に上り、このうち具体的な事業まで選択できるようにして募集する「事業選択型ふるさと納税」を行っている自治体は360団体(同20.1%)となっている。

さらに、事業選択型ふるさと納税のうち、目標金額や募集期間等を定め、特定の事業にふるさと納税を募る「クラウドファンディング型ふるさと納税」を行っている自治体は204団体(同11.4%)で、この中には動物愛護管理に関する事業を実施するために寄付を募っている団体も見られる。

図表 70 ふるさと納税に取り組んでいる団体の内訳(2018年度)



(出典)総務省「ふるさと納税に関する現況調査」(2019年8月公表)

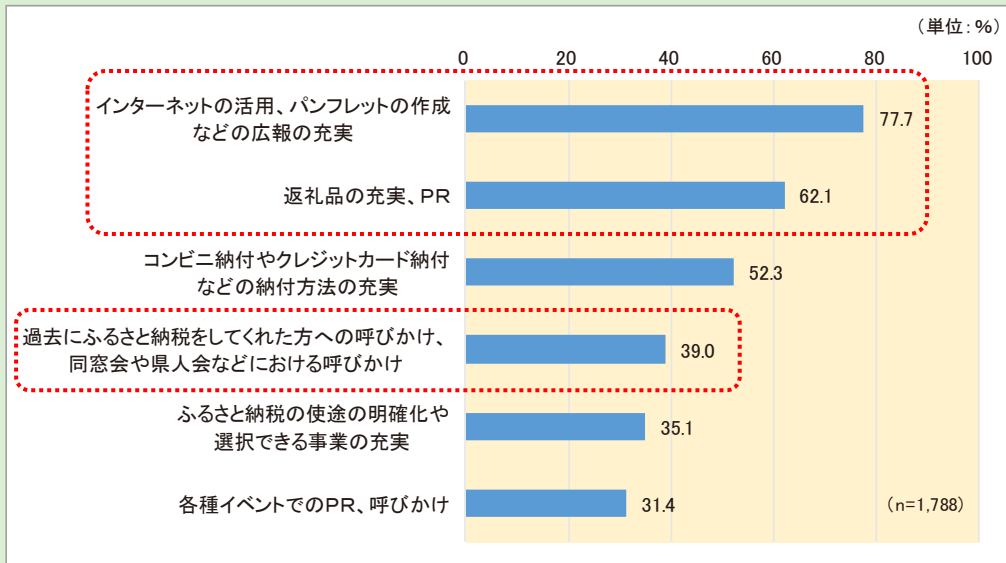
例えば、山形県飽海郡遊佐町では猫の不妊・去勢手術費用に充当することを目的に2017年から3年連続で「クラウドファンディング型ふるさと納税」を実施し合計459万円を集めており(2019年分は12月10日時点の途中経過)、長野県佐久市でも同様の目的で2018年と2019年に実施し合計426万円を集めた。両市では、いずれも毎年度、目標金額を達成しているが、クラウドファンディング型ふるさと納税では目標金額に達しなくても寄付金は自治体が対象事業に使うことができる。また、クラウドファンディング型ふるさと納税では、返礼品から寄付する自治体を選択するのではなく、寄付金の用途から自治体を選ぶ人が多いという特徴がある。

ふるさと納税については、返礼品をめぐる自治体間の競争が過熱したことなどから、法改正により2019年6月1日以降の寄付では「返礼品は地場産品で、かつ寄付額の3割以下」といった基準が設けられた。ふるさと納税サイトが寄付した人に対して行ったアンケートによると、この法改正によって「ふるさと納税をやめる」という人はほとんどいないという結果となったが、引き続き寄付をいかに多く集めるかを自治体間で競い合う状況は変わらない。

各自治体では、ふるさと納税サイトの運営者からアドバイスを受けながら、様々な工夫をして寄付が集まるよう努めており、上述の総務省の調査では、「ふるさと納税を募集する際の取組」として「インターネットの活用、パンフレットの作成などの広報の充実」(77.7%)や「返礼品の充実、PR」(62.1%)等に取り組んでいる自治体が多い。

また、「過去にふるさと納税をしてくれた方への呼びかけ、同窓会や県人会などにおける呼びかけ」も 39.0%あり、寄付をしてくれた実績のある人や団体に毎年寄付を呼びかけて繰り返し寄付することを促す「リピーター化」の取組も求められる。

図表 71 ふるさと納税を募集する際の取組



(出典)総務省「ふるさと納税に関する現況調査」(2019年8月公表)

すべての課題に共通して求められる取組

(2) 推進体制の強化

☞ 職員の業務遂行力向上や住民等との協働拡大を図るために

【現状・取組の内容】

自治体アンケートや自治体ヒアリングでは、動物担当部署の人員が慢性的に不足していたり、ノウハウが継承されにくいことが確認された。一方、動物行政に協力している動物愛護団体においては、メンバーの高齢化により事業の継続に課題を有する団体が少なくない。

こうした中、動物愛護管理の各種取組が停滞することがないよう、近隣自治体等との連携や、動物愛護推進員(P.113 の「取組のヒント⑦」参照)の活用、住民との協働拡大等に取り組み、動物行政の推進基盤を強化している自治体も見られる。

【取組のポイント】

自治体ヒアリングにおいて、**近隣自治体との情報交換や、マニュアルや苦情・相談記録簿の整備等**により、対応力向上や日常の業務遂行力を向上させている自治体が複数確認されており、行政における体制の整備の参考になる。

また、動物業務に携わる基礎自治体職員の能力向上や情報共有等を目的とした研修としては、東京都動物愛護相談センターが毎年実施しているほか、環境省動物愛護管理室が法改正時等に実施している研修は、保健所のない自治体の参加も受け付けている。

一方、東京都(福祉保健局環境健康安全部保健衛生課動物管理担当)の**動物愛護推進員の協力を得て、啓発等の取組を実施**している自治体もある。

また、自治体ヒアリングでは、**動物行政に地域住民による協力を積極的に取り込もうとする動き**も確認された。地域猫活動で成果を上げている立川市(P.30 参照)では、先に地域猫活動に取り組んだ団体が新たに活動に取り組む団体を支援する際の仲介役を行政が担っている。加えて、各団体が情報交換する場として「地域猫活動登録団体連絡会」を立ち上げ、その事務局も行政が務めることにより、市民との協働の動きを拡大させており参考になる。

 取組のヒント⑦

動物愛護推進員とは・・・

●そもそもどんな人？

動物愛護推進員は、自治体からの委嘱を受けて、動物への理解と知識の普及のため、地域の身近な相談員として、住民の相談に応じたり、求めに応じて飼い方の助言をしたりするなど、動物の愛護と適正飼育の普及啓発等の活動を行うボランティアである。

東京都では、2019年4月現在、305人が任命されており、そのうち110人は多摩地域に在住している。

●資格は必要？

東京都動物愛護推進員の根拠法令は、動物愛護管理法第38条及び東京都動物の愛護及び管理に関する条例第12条である。

動物愛護管理法では、「地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者」を動物愛護推進員に委嘱することとされており、具体的には獣医師、愛玩動物飼養管理士、訓練士、動物取扱業者、動物愛護団体のメンバーなどである。

●どうやって選定・委嘱している？

東京都動物愛護推進員は、東京都が公募する場合と、東京都動物愛護推進協議会の構成団体である公益法人(※)や区市町村から推薦を求める場合がある。

公募の場合は、動物愛護推進員の資質に関する審査(小論文及び面接)がある。

推薦の場合は、東京都による審査はなく、地域ごとの配置状況を見て、推薦を求める。

※公益財団法人日本動物愛護協会、公益社団法人日本動物福祉協会、公益社団法人日本愛玩動物協会、一般社団法人家庭動物愛護協会、公益社団法人東京都獣医師会

●任期は？

東京都動物愛護推進員の任期は3年間で、動物愛護推進員が継続を希望する場合、東京都動物愛護推進協議会の承認を経て再任される。

●東京都から区市町村への情報提供は？

東京都では毎年度、更新した動物愛護推進員の名簿を都内全区市町村の動物担当部署に配付しており、同名簿には各推進員の連絡先や活動範囲、協力できる内容(しつけ、譲渡仲介等)が記載されている。

(出典)東京都福祉保健局環境健康安全部保健衛生課動物管理担当へのヒアリング及び東京都福祉保健局ホームページ掲載の「動物愛護推進員について」を基に作成



事例を紹介します

取組	内容	実施主体等
(2)推進体制の強化	■ 行政における推進体制の整備	
	業務の目的や内容、流れ、関連法令等を記載した「業務基準書」を作成し、業務を標準化	東京都立川市 (P.30)
	類似事案が発生した場合に参照できる「苦情記録簿」を整備し、職員の経験不足を補う	東京都国立市
	市町村の動物担当者を集めて研修や会議を実施	東京都動物愛護 相談センター
	■ 動物愛護推進員との連携	
	都の動物愛護推進員等の協力を得て、市の防災訓練においてペット防災に関する啓発コーナーを設置	東京都府中市
	市の動物愛護推進員と協力し、ペットの熱中症予防等に関する啓発チラシを作成・配布	東京都八王子市
	■ 地域住民との協働の推進	
「猫の飼い方普及員」制度の導入（猫の飼い方に関する啓発、相談等を一般市民に担ってもらう）	東京都多摩市	